

議

事

概

要

◎ 一般審査の終了について

- ・大橋委員（維新）の質問終了をもって、一般審査を終了することで、各会派了承。

◎ 知事質問の取扱いについて

1 知事への質問要求

〔別紙「商工労働常任委員会 知事質問要求一覧表」参照〕

- ・これまでの審査過程で1名の委員から要求があり、項目について了承。
- ・会派の持ち時間は、公明党10分。
- ・以上の協議に基づき、「知事質問予定概要一覧」を事務局に作成させ、府議会ホームページに掲載するとともに、委員会当日に、各委員、報道関係者及び傍聴者に配付。
- ・質問は、質問項目の範囲内で行うよう依頼。
- ・会派の質問持ち時間を経過した時点で、メモを入れる。

2 知事質問の日程

- ・議長団において調整の結果、3月17日(木)午前10時から行うことを報告。
- ・知事質問時に資料等を使用する場合は、3月16日(水)午後5時までに資料の写しを提出するよう要請。
- ・知事質問は、第1委員会室で実施。

3 知事質問日の委員会の進め方

- ・委員会の再開宣告後、知事質問を実施。
- ・質問終了後、暫時休憩、代表者会議を開会し、意見開陳の有無、付託案件に対する賛否等を確認。
- ・代表者会議終了後、委員会を再開し、質疑・質問を終結したのち、意見開陳、採決を行うことで、各会派了承。

◎ 次回の代表者会議について

- ・次回の委員会の知事質問終了後の休憩時に開会。